

寄託証券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直しについて

2025 年 5 月 28 日

株式会社名古屋証券取引所

I 趣旨

証券保管振替機構の外国株券等保管振替決済制度（以下、「外株制度」といいます。）において、外株制度固有の取扱いの解消及び口座管理機関の事務負担軽減による安定的な制度運営を目的として、未受領配当金等（実質株主が受領していない配当金等をいいます。）に除斥期間を設定する旨の改正を予定していることに伴い所要の見直しを行います。

II 概要

項 目	内 容	備 考
寄託証券等に係る未受領配当金等の取扱いの見直し	寄託証券等に係る配当金等の支払い手続きにおいて、決済会社が配当金等の支払いを開始する日として指定した日から5年を経過してもなお受領されないときは、決済会社及び取引参加者はその支払義務を免れる除斥期間を設定します。	「寄託証券等」とは、受託契約準則第26条の6第3項に定める寄託証券又は振替証券をいいます。 「配当金等」とは、受託契約準則第28条の4第2項に定める配当金、売却代金及び金銭並びに受託契約準則第28条の5第5号に定める売却処分した代金をいいます。

III 実施時期（予定）

2030 年 10 月 1 日より施行し、施行の日より前の日を支払いを開始する日として指定した配当金等についても適用します。

以 上